

# 学校選択の流れとスケジュール

※ 9～10ページのフローチャート（流れ図）もあわせてご覧ください。

8月下旬

「学校選択制希望調査票」発送〈対象者全員に送付します〉

9月～10月

学校選択

学校案内や各小学校のホームページをご覧ください、特に通学区域外の学校を選択するにあたっては、各小学校で開催される学校見学等に参加するなどして、学校を選択してください。

学校見学等については、8ページをご覧ください。また、参加される場合は、あらかじめ学校へご連絡いただき、40ページの「令和7年度 新入生用 都島区 学校見学証」に住所・氏名を記入し、切り取ってお持ちください。

10月31日

「学校選択制希望調査票」提出期限

「学校選択制希望調査票」については、**同封の返信用封筒**で、都島区役所窓口サービス課（住民情報）あて、提出期限までに**必ず全員ご返送**ください。

提出されなかった場合は、お住まいの通学区域の小学校が就学指定校となります。

**提出期限 【郵送】令和6年10月31日（木） 必着**

**提出先** 〒534-8501 大阪市都島区中野町2-16-20  
都島区役所 窓口サービス課（住民情報） 1階1番窓口

※締切を過ぎた場合は、「学校選択制希望調査票」は受付できません。通学区域の学校を選択したものとみなします。希望校を変更する場合は、希望変更受付期間内（11月15日～21日）にお手続きください。

11月11日  
～12日

第1回希望調査結果発送〈対象者全員に送付します〉

11月14日

第1回希望調査結果公表

第1回希望調査結果については、都島区のホームページでお知らせします。

11月15日  
~21日

### 希望変更受付期間

「学校選択制希望調査票」提出後1回に限り、希望校を変更することができます。

希望変更の受付は、都島区役所 1 階 1 番窓口、窓口サービス課(住民情報)までお越しください。

ただし、希望変更受付期間後は、希望校を変更することはできません。

※抽選により当選した場合も、通学区域の学校へは戻ることができませんので、よく考えてお手続きください。

11月27日  
~29日

抽選通知発送〈通学区域外の学校を選択された方全員に送付します〉

希望者が受入可能人数を超えた場合、通学区域外の希望者については抽選を行います。抽選は公開とし、日時・場所は該当者にお知らせします。

12月2日

### 第2回希望調査結果公表

第2回希望調査結果については、都島区のホームページでお知らせします。

12月9日

### 公開抽選

公開抽選により入学者を決定しますが、落選した方で第2希望のない方等については、第1希望校の「補欠」とします。後日、転出等で辞退者が出た場合、「補欠」の中から繰り上げて希望校に入学できる場合もありますので、あらかじめその順番も決めておきます。

公開抽選の結果については、都島区のホームページでお知らせします。

#### 〈抽選について〉

1. 第1希望校の希望者が、受入可能人数以内の場合  
→抽選なし、第1希望校に入学
2. 第1希望校の希望者が、受入可能人数を超える場合  
→抽選あり
  - (1)抽選に当選した方→第1希望校に入学
  - (2)抽選に落選した方
    - ア 第2希望がない場合  
→第1希望校の補欠へ
    - イ 第2希望があるが、第2希望校での募集がない場合  
→第1希望校の補欠へ

- ウ 第2希望があり、第2希望校での募集がある場合  
(ア)第2希望校の希望者が、受入可能人数以内の場合  
→第2希望校に入学  
(イ)第2希望校の希望者が、受入可能人数を超える場合  
→抽選あり
- ・抽選に当選した方  
→第2希望校に入学
  - ・抽選に落選した方  
→第1希望校の補欠へ

## 12月下旬

就学通知書発送〈対象者全員に送付します〉

就学通知に表示される学校は次のとおりです。

- ・通学区域の学校を希望した方 …………… 「通学区域の学校」
- ・抽選の結果、第1希望に当選した方 …………… 「第1希望の学校」
- ・抽選の結果、第2希望に当選した方 …………… 「第2希望の学校」
- ・「学校選択制希望調査票」を提出していない方… 「通学区域の学校」
- ・通学区域外の学校を希望し、抽選の結果「補欠」となった方  
…………… 「通学区域の学校」

※ただし、補欠の繰上当選が決定した場合は、「通学区域の学校」の就学通知を回収し、第1希望の学校の就学通知を交付します。

## 2月7日

### 辞退の受付期限

〈国立・私立学校への入学が決定した方〉

大阪市立小学校へ入学せず、国立・私立小学校へ入学する方は、実際に入学する小学校から「入学許可証」を発行してもらい、「入学許可証」(原本)と**本人確認書類**をお持ちのうえ、都島区役所1階1番窓口、窓口サービス課(住民情報)で、指定学校外就学の手続きをしてください。

入学許可証の発行が2月以降になった場合でも、随時受け付けますが、抽選の結果「補欠」となり、繰上を待っている方もおられますので、すみやかな提出にご協力ください。

※特段の理由なく、就学通知書送付後の「辞退届」による学校の変更はできません。

### 補欠登録繰上終了

2月7日(金)の時点で繰上がなかった場合には、就学指定された通学区域の学校に入学することになります。